

並行在来線に対する協力内容に関する基本合意

北海道（以下「甲」という。）と北海道旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、北海道新幹線開業に伴い乙から経営分離される江差線五稜郭・木古内間（以下「並行在来線」という。）を運営する第三セクター鉄道株式会社（以下「三セク鉄道会社」という。）に対する協力内容に係る基本事項について、次のとおり合意する。

（鉄道資産の譲渡）

- 1 乙が三セク鉄道会社に譲渡する資産は、並行在来線において乙が所有する鉄道資産（乙が事業運営に必要なもの及び三セク鉄道会社の事業運営に不要なものを除く。）とキハ40形車両（特別保全工事施工済み）9両とし、譲渡額は16億円（税抜）程度とする。

（三セク鉄道会社が不用と考える資産の撤去）

- 2 三セク鉄道会社が不用と考える資産の撤去に関して、乙と三セク鉄道会社は、対象資産、撤去時期、方法について、協議のうえ決定するものとし、撤去費用については乙の負担とする。
なお、撤去時期が、三セク鉄道会社が並行在来線の運営を開始する時期（以下「開業」という。）以降となるものについては乙が撤去費用を負担し、三セク鉄道会社が撤去するものとする。

（施設等の改修・整備）

- 3 三セク鉄道会社の鉄道事業開始にあたり必要となる施設等の改修・整備の一部について、開業前に乙の負担で実施することとし、具体的な実施内容については甲、乙及び三セク鉄道会社の協議により決定する。

（乙から三セク鉄道会社への出向社員の人件費負担）

- 4 三セク鉄道会社からの要請に基づき、乙は可能な範囲で年齢層にも配慮するなど適切な人材を三セク鉄道会社へ出向させることとし、三セク鉄道会社は可能な限りプロパー化を図るものとする。
乙から三セク鉄道会社への出向社員の人件費については、乙の給与水準と同額（事業主負担分を含む。）を三セク鉄道会社が負担する。ただし、開業後10年間に限り、乙からの出向社員のうち専ら旅客列車の運行に従事する社員に係る人件費は、一人あたり年間250万円を三セク鉄道会社が負担することとし、当該社員の給与と三セク鉄道会社負担額の差額を乙が負担する。

（乙の負担総額）

- 5 前2項に規定する乙の負担総額については、第1項に規定する譲渡額と同額程度とする。

（三セク鉄道会社プロパー社員の人材育成に対する協力）

- 6 三セク鉄道会社が、プロパー社員の人材育成を目的に乙に対し教育訓練等の協力を求めた場合、乙は可能な限り協力する。

（災害時等の対応）

- 7 乙と三セク鉄道会社は、並行在来線又は乙の運営する区間（函館・五稜郭間に限る。）において重大な事故や災害が発生し、一方から協力要請を受けた場合は、要員派遣や応復旧資材の提供など可能な範囲で相互に協力する。

(協力体制の整備)

- 8 三セク鉄道会社の外注先を確保するため、乙はグループ会社の体制の整備などについて、必要な協力をを行う。

(技術協力)

- 9 乙と三セク鉄道会社は、一方から技術的な協力について要請を受けた場合は、可能な範囲で相互に協力する。

(運行管理業務の円滑な移行)

- 10 並行在来線の運行管理業務は、第一種鉄道事業者である三セク鉄道会社が実施することを基本とするが、乙から三セク鉄道会社への業務の円滑な移行のため開業当初に限り三セク鉄道会社の運行管理業務の一部を乙に委託することとし、委託する業務の範囲や期間については、甲、乙及び三セク鉄道会社で協議する。

(函館・五稜郭間への三セク鉄道会社保有車両の乗り入れ)

- 11 乙及び三セク鉄道会社の利用者の利便性を確保するため、乙は三セク鉄道会社の車両及び乗務員により函館・五稜郭間の列車運行を行う。

(乗継割引制度)

- 12 乙の営業する区間と三セク鉄道会社の営業する区間の両区間にまたがる利用者に対して運賃負担の軽減を図るため、乙と三セク鉄道会社は、割引定期乗車券や割引企画回数券により、同規模の割引を導入する。

なお、割引額を見直す場合は、その都度、乙と三セク鉄道会社が協議する。

(共同使用料等)

- 13 五稜郭駅、函館運輸所の共同使用料及び三セク鉄道会社本社社屋の賃料等については、三セク鉄道会社の負担額を抑制できるよう、乙と三セク鉄道会社が協力してより効率的な運営方法を検討する。

(その他)

- 14 前各項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び三セク鉄道会社間で協議するとともに、本合意に基づき、今後、詳細について具体的に調整し、必要に応じ別途書面により確認する。

平成26年4月30日

甲 北海道知事

高橋 はるみ

印

乙 北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

島田 修

印